

草津市都市計画マスタープラン（案）に関する  
パブリックコメントの実施結果について

実施結果

- 1 実施期間 令和3年11月5日（金）から令和3年12月5日（日）まで
- 2 意見者数 2人
- 3 意見総数 5件（意見の内容および意見に対する市の考え方は別添のとおり）
- 4 意見の反映件数 2件

周知方法

広報媒体	実績
計画案の配架	配架場所（閲覧者数） ・都市計画課（0人） ・情報公開室（0人） ・草津市立図書館（0人） ・南草津図書館（0人）
資料送付	送付数：0件
個別説明	説明数：0件
市ホームページ	アクセス数：189件（12月6日確認）
広報紙	11月1日号
資料提供	10月28日付け
その他（Facebook）	11月5日付け

結果公表の日時

- (1) 公表日時 【ホームページ】 1月下旬  
【広報くさつ】 2月号
- (2) 公表方法 ホームページ、広報くさつ

草津市都市計画マスタープラン（案）

提出された意見と市の考え方

No	意見（ページ数）	市の考え方
1	<p>28ページ</p> <p>都市形成フレームを147,000人と設定しているが、今後人口が減少するとしても、人口がまだまだ増加している草津市としては、積極的に市街化区域を拡大して、住宅地を確保する方がよいと考えるが、市としてはどのように考えているか。</p>	<p>住宅地の確保については、まずは、草津市都市計画マスタープランで「市街化予備区域」として位置付ける、都市計画法第34条第11号の規定に基づく特定区域において、計画的に住宅地を確保してまいります。</p> <p>なお、将来迎える人口減少局面を見据えて、市街化区域の拡大だけではなく、土地の高度利用も検討する必要があると考えており、今回、「高度利用区域」を新たに位置付け、契機を捉えながら、容積率緩和等の都市計画制度の活用を重点的に検討する等、土地利用の誘導を積極的に図りたいと考えております。</p>
2	<p>36、37ページ</p> <p>「土地利用重点検討区域」として「産業振興区域」が設定されているが、人口増加基調にある草津市において、職住近接のまちづくりを見据えた時に、産業振興に向けて本当にこの箇所、面積だけでいいのか。もっと産業用地も確保した方が良くはないか。</p>	<p>御意見のとおり、本市の産業振興に向けた用地の確保は重要であると考えており、現行の草津市都市計画マスタープランにおける拡大市街地を踏襲した「産業振興区域」での重点的な検討に加え、分野別方針の土地利用の方針に示す通り、市街化調整区域における地区計画制度による産業振興拠点の形成も視野に入れながら、土地利用を推進してまいります。</p>

3	<p>37ページ</p> <p>山寺町のダイキン工業社宅と名神高速道路との間、約1.5ヘクタールについて、隣接する市街化調整区域の住宅特区が土地利用重点検討区域に指定されているのに、当該地は指定されていません。</p> <p>当該地は、現状は農地ですが、耕作もままならず、耕作を放棄された箇所もあります。また、当該地は、東は名神高速道路、西は市街化区域、南は土地利用重点検討区域、北は草津川という構図になり、当該地だけが将来の土地利用が見えない場所になります。</p> <p>このことから、当該地を土地利用重点検討区域への指定が必要と考えます。</p>	<p>「土地利用重点検討区域」については、現行の草津市都市計画マスタープランにおける拡大市街地を踏襲し、特に重点的な検討が必要と考える区域を位置付けており、その隣接地の土地利用については、「土地利用重点検討区域」における土地利用状況や地理的要因を勘案しながら、草津市都市計画マスタープランの地域別構想、東部丘陵地域に掲げる住・工・農の調和から、計画的な土地利用を検討する区域としております。よって「土地利用重点検討区域」への指定はいたしません。都市計画制度を活用しながら土地利用を推進できるよう検討してまいります。</p>
4	<p>43ページ</p> <p>自然共生ゾーン（市街化調整区域）の土地利用について「地区計画制度等の活用による生活拠点の形成」と書かれているが、草津市の地区計画運用基準には、「生活拠点形成型」のほかに「産業振興拠点形成型」の基準もあるため、方針として齟齬があるのではないか。</p>	<p>当該方針では、地区計画制度の活用による産業振興拠点の形成についても想定していることから、御意見を踏まえ、<u>「地区計画制度の活用による生活拠点や産業振興拠点の形成」</u>に修正いたします。</p>
5	<p>43ページ</p> <p>44ページ「ウ。」で土地利用重点検討区域の方針が示されているが、43ページ「イ。」で示される市街化調整区域の方針の中には土地利用重点検討区域を想定した方針が見られず、整合が取れていないように感じるため、整合を図る必要があるのではないか。</p>	<p>「ウ。」で示す「土地利用重点検討区域」は、ゾーンの中でも特に重点的な検討を推進する区域として位置付けており、一部は市街化調整区域に含まれるものであることから、「ウ。」との整合を図るため、「イ。」に<u>「都市計画制度の活用による市街化区域周辺の土地利用の検討」</u>を追加いたします。</p>